

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年千葉県規則第四十六号）

○千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号） 新旧対照表

改正後

第十九条 法人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書	法第五十三条第五十七項及び第七十二条の二十四の十号様式の二	別記第五十三号様式の二
二 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書	法第五十三条第五十八項及び第七十二条の二十四の十号様式の三	別記第五十三号様式の三
三 法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法第五十三条第六十二項及び政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）	別記第五十四号様式
四 法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法第五十三条第六十三項	別記第五十五号様式
五 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請（取りやめの届	法第五十三条第六十九項前段及び第七十六項並びに第七十二条の三十二の二第一項前段及び第八項	別記第五十五号様式の二

改正前

第十九条 法人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書	法第五十三条第五十七項及び第七十二条の二十四の十号様式の二	別記第五十三号様式の二
二 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書	法第五十三条第五十八項及び第七十二条の二十四の十号様式の三	別記第五十三号様式の三
三 法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法第五十三条第六十二項及び政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）	別記第五十四号様式
四 法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法第五十三条第六十三項	別記第五十五号様式
五 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請（取りやめの届	法第五十三条第六十九項前段及び第七十六項並びに第七十二条の三十二の二第一項前段及び第八項	別記第五十五号様式の二

出書	六 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認等通知書	法第五十三条第七十二項及び第七十五項並びに第七十条の三十二の二第四項及び第七項	別記第五十五号様式の三
七 法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書	法第五十五条第四項、第七十二条の四十二、第七十二条の四十七第五項	別記第五十六号様式	
八 法人県民税・事業税に係る課税標準額等の修正・更正・決定請求書	法第五十八条第四項並びに第七十二条の四十八の二第二項及び第六項	別記第五十七号様式	
九 法人県民税分割基準修正（決定）通知書	法第五十八条第六項	別記第五十八号様式	
十 法人の設立等報告書	条例第二十二條	別記第五十九号様式	
十一 法人の県民税減免申請書	条例第二十三條第二項	別記第六十号様式	
十二 法人県民税・事業税に係る課税標準額等通知書	法第六十三條第三項及び第七十二条の四十八の二第十項	別記第六十一号様式	

(利子等に係る県民税に係る書類の様式)  
 第二十条 利子等に係る県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一 県民税利子割に関する申告納入等の届出書	条例第二十七條	別記第六十三号様式
二 県民税利子割更正・決定・加算金決定通知書	法第七十一条の十一第四項、第七十一条の十四第七項及び第七十一条の十五第五項	別記第六十四号様式
三 租税条約に関する県民	租税条約等の実施に伴う所	別記第六十五

出書	六 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認等通知書	法第五十三条第七十二項及び第七十五項並びに第七十条の三十二の二第四項及び第七項	別記第五十五号様式の三
七 法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書	法第五十五条第四項、第七十二条の四十二、第七十二条の四十七第五項	別記第五十六号様式	
八 法人県民税・事業税に係る課税標準額等の修正・更正・決定請求書	法第五十八条第四項並びに第七十二条の四十八の二第二項及び第六項	別記第五十七号様式	
九 法人県民税分割基準修正（決定）通知書	法第五十八条第六項	別記第五十八号様式	
十 法人の設立等報告書	条例第二十二條	別記第五十九号様式	
十一 法人の県民税減免申請書	条例第二十三條第二項	別記第六十号様式	
十二 法人県民税・事業税に係る課税標準額等通知書	法第六十三條第三項及び第七十二条の四十八の二第十項	別記第六十一号様式	

(利子等に係る県民税に係る書類の様式)  
 第二十条 利子等に係る県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一 県民税利子割に関する申告納入等の届出書	条例第二十七條	別記第六十三号様式
二 県民税利子割更正・決定・加算金決定通知書	法第七十一条の十一第四項、第七十一条の十四第六項及び第七十一条の十五第五項	別記第六十四号様式
三 租税条約に関する県民	租税条約等の実施に伴う所	別記第六十五

税利子割額の還付請求書	得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十三条の二第三項	号様式
-------------	---	-----

一部改正（平成二二年規則一五号・二九年三六号）

（特定配当等に係る県民税に係る通知書の様式）

第二十一条 特定配当等に係る県民税について、法第七十一条の三十二第四項、**第七十一条の三十五第八項**及び第七十一条の三十六第五項の規定による通知書は、県民税配当割更正・決定・加算金決定通知書（別記第六十六号様式）によるものとする。

一部改正（平成二九年規則三六号）

（特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る通知書の様式）

第二十二條 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税について、法第七十一条の五十二第四項、**第七十一条の五十五第八項**及び第七十一条の五十六第五項の規定による通知書は、県民税株式等譲渡所得割更正・決定・加算金決定通知書（別記第六十七号様式）によるものとする。

一部改正（平成二九年規則三六号）

（不動産取得税に係る書類の様式）

第四十条 不動産取得税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一 不動産取得税に係る附帯設備部分の価額申出書（還付申請書）	法第七十三条の二第七項及び第八項	別記第七十九号様式
二 不動産取得税申告（申請）書	法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の六第三項並びに <b>附則第十一条の四第三項及び第五項</b> において準用	別記第八十号様式

税利子割額の還付請求書	得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十三条の二第三項	号様式
-------------	---	-----

一部改正（平成二二年規則一五号・二九年三六号）

（特定配当等に係る県民税に係る通知書の様式）

第二十一条 特定配当等に係る県民税について、法第七十一条の三十二第四項、**第七十一条の三十五第七項**及び第七十一条の三十六第五項の規定による通知書は、県民税配当割更正・決定・加算金決定通知書（別記第六十六号様式）によるものとする。

一部改正（平成二九年規則三六号）

（特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る通知書の様式）

第二十二條 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税について、法第七十一条の五十二第四項、**第七十一条の五十五第七項**及び第七十一条の五十六第五項の規定による通知書は、県民税株式等譲渡所得割更正・決定・加算金決定通知書（別記第六十七号様式）によるものとする。

一部改正（平成二九年規則三六号）

（不動産取得税に係る書類の様式）

第四十条 不動産取得税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一 不動産取得税に係る附帯設備部分の価額申出書（還付申請書）	法第七十三条の二第七項及び第八項	別記第七十九号様式
二 不動産取得税申告（申請）書	法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の六第三項並びに <b>附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項</b> にお	別記第八十号様式

	<p>する場合を含む。）、第七十三條の二十七の四第四項（法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二條第一項及び第三項並びに條例第五十四條第一項、第五十七條第一項及び第三項、第五十九條第一項、第三項及び第四項、第六十條第一項及び第三項、第六十一條第二項並びに<b>附則第九條第三項</b></p>	<p>別記第八十一号様式</p>
<p>三 不動産取得税納税通知書</p>	<p>法第七十三條の十七第二項</p>	<p>別記第八十一号様式</p>
<p>四 不動産価格決定通知書</p>	<p>法第七十三條の二十一第三項</p>	<p>別記第八十三号様式</p>
<p>五 不動産取得税減額（徴収猶予・徴収猶予取消・免除）通知書</p>	<p>法第七十三條の二十四第一項から第三項まで、第七十三條の二十七の二第一項、第七十三條の二十七の三第一項並びに<b>附則第十一條の四第二項及び第四項</b></p>	<p>別記第八十六号様式</p>
	<p>法第七十三條の二十五第三項（法第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項（法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七第二項において</p>	

	<p>いて準用する場合を含む。）、第七十三條の二十七の四第四項（法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二條第一項及び第三項並びに條例第五十四條第一項、第五十七條第一項、第三項及び第四項、第六十條第一項及び第三項、第六十一條第二項並びに<b>附則第九條第二項</b></p>	<p>別記第八十一号様式</p>
<p>三 不動産取得税納税通知書</p>	<p>法第七十三條の十七第二項</p>	<p>別記第八十一号様式</p>
<p>四 不動産価格決定通知書</p>	<p>法第七十三條の二十一第三項</p>	<p>別記第八十三号様式</p>
<p>五 不動産取得税減額（徴収猶予・徴収猶予取消・免除）通知書</p>	<p>法第七十三條の二十四第一項から第三項まで、第七十三條の二十七の二第一項、第七十三條の二十七の三第一項並びに<b>附則第十一條の四第一項、第四項及び第六項</b></p>	<p>別記第八十六号様式</p>
	<p>法第七十三條の二十五第三項（法第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項（法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七第二項において</p>	

第四節 県たばこ税  
 (県たばこ税に係る書類の様式)  
 第四十一条 県たばこ税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

準用する場合を含む。)、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)(法第十五条の二の二第一項  
 法第七十三条の二十六第二項(法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項(法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)(法第十五条の三第三項  
 法第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項及び第七十三条の二十七の七第一項

書類

様式番号

第四節 県たばこ税  
 (県たばこ税に係る書類の様式)  
 第四十一条 県たばこ税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

準用する場合を含む。)、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)(法第十五条の二の二第一項  
 法第七十三条の二十六第二項(法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項(法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)(法第十五条の三第三項  
 法第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項及び第七十三条の二十七の七第一項

書類

様式番号

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 県たばこ税納期限延長申請書	法第七十四条の十一第一項	別記第八十八号様式
二 県たばこ税納期限延長(延長申請棄却)通知書	法第七十四条の十一第一項	別記第八十九号様式
三 県たばこ税納税通知書	法第七十四条の十三第二項	別記第九十号様式
四 県たばこ税更正・決定・加算金決定通知書	法第七十四条の二十四第四項、 <b>第七十四条の二十三第七項</b> 及び第七十四条の二十四第五項	別記第九十一号様式

一部改正(平成二九年規則三六号)  
(ゴルフ場利用税に係る書類の様式)

第四十九条 ゴルフ場利用税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 ゴルフ場利用税等級決定通知書	第四十二条	別記第九十二号様式
二 ゴルフ場利用税の軽減税率適用ゴルフ場認定申請書	第四十三条第一項	別記第九十三号様式
三 ゴルフ場利用税の軽減税率適用ゴルフ場認定(認定申請棄却・認定取消)通知書	第四十三条第二項及び第四項	別記第九十四号様式
四 ゴルフ場利用税の軽減税率適用ゴルフ場に該当しなくなったことの申告書	第四十三条第三項	別記第九十五号様式
五 ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定(指定取消)通知書	条例第六十八条第二項及び第三項	別記第九十六号様式
六 ゴルフ場利用税納入申請書	法第八十三条第二項	別記第九十七号様式

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 県たばこ税納期限延長申請書	法第七十四条の十一第一項	別記第八十八号様式
二 県たばこ税納期限延長(延長申請棄却)通知書	法第七十四条の十一第一項	別記第八十九号様式
三 県たばこ税納税通知書	法第七十四条の十三第二項	別記第九十号様式
四 県たばこ税更正・決定・加算金決定通知書	法第七十四条の二十四第四項、 <b>第七十四条の二十三第六項</b> 及び第七十四条の二十四第五項	別記第九十一号様式

一部改正(平成二九年規則三六号)  
(ゴルフ場利用税に係る書類の様式)

第四十九条 ゴルフ場利用税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 ゴルフ場利用税等級決定通知書	第四十二条	別記第九十二号様式
二 ゴルフ場利用税の軽減税率適用ゴルフ場認定申請書	第四十三条第一項	別記第九十三号様式
三 ゴルフ場利用税の軽減税率適用ゴルフ場認定(認定申請棄却・認定取消)通知書	第四十三条第二項及び第四項	別記第九十四号様式
四 ゴルフ場利用税の軽減税率適用ゴルフ場に該当しなくなったことの申告書	第四十三条第三項	別記第九十五号様式
五 ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定(指定取消)通知書	条例第六十八条第二項及び第三項	別記第九十六号様式
六 ゴルフ場利用税納入申請書	法第八十三条第二項	別記第九十七号様式

告書	号様式
七 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書	別記第九十八号様式
八 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証	別記第九十九号様式
九 ゴルフ場利用税更正・決定・加算金決定通知書	別記第百号様式
第五項	

一部改正（平成二九年規則三六号）  
第五節の二 削除

〔平成三〇年規則七三号〕  
（軽油引取税に係る書類の様式）

第四十九条の十四 軽油引取税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 軽油引取税仮特约業者指定（指定申請棄却・指定取消）通知書	法第百四十四条の八第一項及び第三項	別記第百号様式の十七
二 軽油引取税特约業者指定（指定申請棄却・指定取消）通知書	法第百四十四条の九第一項、第三項、第五項及び第六項	別記第百号様式の十八
三 軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録消除）申請書	条例第七十二条の十一第一項から第三項まで	別記第百号様式の十九
四 軽油引取税特別徴収義務者登録（登録消除）通知書	法第百四十四条の十五第二項及び第三項	別記第百号様式の二十
五 軽油引取税保全担保提供命令書	法第百四十四条の二十第一項	別記第百号様式の二十一
六 軽油引取税納税保証書	政令第四十三条の十四第四項において準用する政令第六条の十第四項	別記第百号様式の二十二

告書	号様式
七 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書	別記第九十八号様式
八 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証	別記第九十九号様式
九 ゴルフ場利用税更正・決定・加算金決定通知書	別記第百号様式
第五項	

一部改正（平成二九年規則三六号）  
第五節の二 削除

〔平成三〇年規則七三号〕  
（軽油引取税に係る書類の様式）

第四十九条の十四 軽油引取税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 軽油引取税仮特约業者指定（指定申請棄却・指定取消）通知書	法第百四十四条の八第一項及び第三項	別記第百号様式の十七
二 軽油引取税特约業者指定（指定申請棄却・指定取消）通知書	法第百四十四条の九第一項、第三項、第五項及び第六項	別記第百号様式の十八
三 軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録消除）申請書	条例第七十二条の十一第一項から第三項まで	別記第百号様式の十九
四 軽油引取税特別徴収義務者登録（登録消除）通知書	法第百四十四条の十五第二項及び第三項	別記第百号様式の二十
五 軽油引取税保全担保提供命令書	法第百四十四条の二十第一項	別記第百号様式の二十一
六 軽油引取税納税保証書	政令第四十三条の十四第四項において準用する政令第六条の十第四項	別記第百号様式の二十二

七 免税軽油使用者証及び 免税証返納命令書	法第百四十四条の二十一第 四項	別記第百号様 式の二十三
八 免税軽油使用者証書換 申請書	政令第四十三条の十五第五 項	別記第百号様 式の二十四
九 免税軽油使用者証返納 書	政令第四十三条の十五第六 項	別記第百号様 式の二十五
十 免税証返納書	政令第四十三条の十五第十 一項において準用する同条 第六項	別記第百号様 式の二十六
十一 軽油引取税納税通知 書	法第百四十四条の二十二第 四項（法第百四十四条の二 十五第五項において準用す る場合を含む。）	別記第百号様 式の二十七
十二 軽油引取税徴収猶予 申請書	法第百四十四条の二十九第 一項	別記第百号様 式の二十八
十三 軽油引取税納入義務 免除（申請棄却・還付申 請棄却）通知書	法第百四十四条の三十第一 項	別記第百号様 式の二十九
十四 軽油引取税納入免除 申請書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十
十五 軽油引取税納入免除 通知書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十一
十六 課税軽油を免税用途 に供したことの承認申請 書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十二
十七 課税軽油を免税用途 に供したことの承認（不 承認）通知書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十三
十八 自動車用炭化水素油 譲渡証等用紙交付申請 （返納）書	総務省令第八条の四十三第 一項及び第五項	別記第百号様 式の三十四
十九 軽油引取税更正・決 定・加算金決定通知書	法第百四十四条の四十四第 四項、 <b>第百四十四条の四十 七第七項</b> 及び第百四十四条	別記第百号様 式の三十五

七 免税軽油使用者証及び 免税証返納命令書	法第百四十四条の二十一第 四項	別記第百号様 式の二十三
八 免税軽油使用者証書換 申請書	政令第四十三条の十五第五 項	別記第百号様 式の二十四
九 免税軽油使用者証返納 書	政令第四十三条の十五第六 項	別記第百号様 式の二十五
十 免税証返納書	政令第四十三条の十五第十 一項において準用する同条 第六項	別記第百号様 式の二十六
十一 軽油引取税納税通知 書	法第百四十四条の二十二第 四項（法第百四十四条の二 十五第五項において準用す る場合を含む。）	別記第百号様 式の二十七
十二 軽油引取税徴収猶予 申請書	法第百四十四条の二十九第 一項	別記第百号様 式の二十八
十三 軽油引取税納入義務 免除（申請棄却・還付申 請棄却）通知書	法第百四十四条の三十第一 項	別記第百号様 式の二十九
十四 軽油引取税納入免除 申請書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十
十五 軽油引取税納入免除 通知書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十一
十六 課税軽油を免税用途 に供したことの承認申請 書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十二
十七 課税軽油を免税用途 に供したことの承認（不 承認）通知書	法第百四十四条の三十一第 四項及び第五項	別記第百号様 式の三十三
十八 自動車用炭化水素油 譲渡証等用紙交付申請 （返納）書	総務省令第八条の四十三第 一項及び第五項	別記第百号様 式の三十四
十九 軽油引取税更正・決 定・加算金決定通知書	法第百四十四条の四十四第 四項、 <b>第百四十四条の四十 七第六項</b> 及び第百四十四条	別記第百号様 式の三十五

追加〔平成二一年規則一六号〕、一部改正〔平成二九年規則三六号〕

(自動車税に係る書類の様式)  
第六十七条 自動車税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

の四十八第五項		
書類の種類	書類	
根拠条項	様式番号	
一 自動車税課税免除等届出書	条例第七十四条第三項及び第四項	別記第百一号
二 自動車税(環境性能割)修正申告書	法第六十一条第二項	別記第百一号
三 証紙代金収納計器の収納印の印影	第五十二条第二項	別記第百一号
四 始動票札	第五十二条第三項	別記第百一号
五 自動車税証紙等取扱人指定(取扱所設置・取扱所変更)申請書	第五十三条第一項及び第二項	別記第百一号
六 自動車税証紙等取扱人指定事項変更等届出書	第五十三条第四項及び第五項	別記第百一号
七 自動車税証紙・始動票札購入申請書	第五十四条第一項	別記第百一号
八 証紙代金収納計器使用状況報告書	第五十四条第七項	別記第百一号
九 自動車税証紙・始動票札返還(交換)申請書	第五十五条第三項	別記第百一号
十 自動車税(環境性能割)免除通知書	法第六十四条第一項及び第六十五条第一項	別記第百一号
十一 自動車税(環境性能割)譲渡担保財産取得申告書	法第六十四条第二項	別記第百一号
十二 自動車税(環境性能)	法第六十四条第五項にお	別記第百一号

追加〔平成二一年規則一六号〕、一部改正〔平成二九年規則三六号〕

(自動車税に係る書類の様式)  
第六十七条 自動車税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

の四十八第五項		
書類の種類	書類	
根拠条項	様式番号	
一 自動車税課税免除等届出書	条例第七十四条第三項及び第四項	別記第百一号
二 自動車税(環境性能割)修正申告書	法第六十一条第二項	別記第百一号
三 証紙代金収納計器の収納印の印影	第五十二条第二項	別記第百一号
四 始動票札	第五十二条第三項	別記第百一号
五 自動車税証紙等取扱人指定(取扱所設置・取扱所変更)申請書	第五十三条第一項及び第二項	別記第百一号
六 自動車税証紙等取扱人指定事項変更等届出書	第五十三条第四項及び第五項	別記第百一号
七 自動車税証紙・始動票札購入申請書	第五十四条第一項	別記第百一号
八 証紙代金収納計器使用状況報告書	第五十四条第七項	別記第百一号
九 自動車税証紙・始動票札返還(交換)申請書	第五十五条第三項	別記第百一号
十 自動車税(環境性能割)免除通知書	法第六十四条第一項及び第六十五条第一項	別記第百一号
十一 自動車税(環境性能割)譲渡担保財産取得申告書	法第六十四条第二項	別記第百一号
十二 自動車税(環境性能)	法第六十四条第五項にお	別記第百一号

二十一 自動車税(種別割)の減免に該当しなくなったことの申告書	条例第八十条第九項	別記第百十四号様式
二十 自動車税(種別割)減免申請書	条例第七十九条第二項、第八十条第五項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項	別記第百十三号様式
十九 所有権留保付自動車の買主の住所等報告書	法第七十七条の十三第二項	別記第百十一号様式
十八 所有権留保付自動車の買主の住所等報告請求書	法第七十七条の十三第二項	別記第百十号様式
十七 自動車税(種別割)納税通知書	法第七十七条の十一第二項	別記第百二号様式
十六 自動車税(環境性能割)更正・決定・加算金決定通知書	法第六十八条第四項、 <b>第七十一条第七項</b> 及び第七十二条第五項	別記第百一号様式の十六
十五 自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書	条例第七十四条の六第五項及び第八十条第五項	別記第百一号様式の十五
十四 自動車税(環境性能割・種別割)減免(減免申請棄却)通知書	条例第七十四条の六第一項及び第二項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項	別記第百一号様式の十四
十三 自動車税(環境性能割)還付(免除)申請書	法第六十四条第六項及び第六十五条第二項	別記第百一号様式の十三
十二 徴収猶予(徴収猶予取消)通知書	法第十五条の二の二第一項及び第十五条の三第三項	様式の十二

一部改正〔平成二十二年規則一六号・二五年一号・三〇年七三号・令和四年九〇号〕

二十一 自動車税(種別割)の減免に該当しなくなったことの申告書	条例第八十条第九項	別記第百十四号様式
二十 自動車税(種別割)減免申請書	条例第七十九条第二項、第八十条第五項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項	別記第百十三号様式
十九 所有権留保付自動車の買主の住所等報告書	法第七十七条の十三第二項	別記第百十一号様式
十八 所有権留保付自動車の買主の住所等報告請求書	法第七十七条の十三第二項	別記第百十号様式
十七 自動車税(種別割)納税通知書	法第七十七条の十一第二項	別記第百二号様式
十六 自動車税(環境性能割)更正・決定・加算金決定通知書	法第六十八条第四項、 <b>第七十一条第六項</b> 及び第七十二条第五項	別記第百一号様式の十六
十五 自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書	条例第七十四条の六第五項及び第八十条第五項	別記第百一号様式の十五
十四 自動車税(環境性能割・種別割)減免(減免申請棄却)通知書	条例第七十四条の六第一項及び第二項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項	別記第百一号様式の十四
十三 自動車税(環境性能割)還付(免除)申請書	法第六十四条第六項及び第六十五条第二項	別記第百一号様式の十三
十二 徴収猶予(徴収猶予取消)通知書	法第十五条の二の二第一項及び第十五条の三第三項	様式の十二

一部改正〔平成二十二年規則一六号・二五年一号・三〇年七三号・令和四年九〇号〕